

特別弔慰金が支給されます

戦争で亡くなられた軍人軍属などのご遺族の方へ特別弔慰金が国債により支給されます。

○第12回特別弔慰金国庫債券「い」号

・支給内容

額面27万5,000円、5年償還の記名国債

・支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和7年4月1日（基準日）において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、それ以外のご遺族のうち代表者1人に対して支給されるものです。次の順番による先順位の遺族1人

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 2. 戦没者等の子
 3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります
4. 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります

【請求期間】

- ・令和7年4月1日～令和10年3月31日まで

【請求に必要なもの】

- ・戸籍謄本（抄本）の発行手数料
 - ・本人確認書類（運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、介護保険被保険者証、年金手帳、預金通帳、公共料金の領収証、診察券等で、氏名の他に生年月日又は住所が入ったもの）
- ※委任状により代理人が窓口に来庁する場合は、請求者の印鑑、本人確認書類と代理人の本人確認書類が必要となります。運転免許証やマイナンバーカードをお持ちでない方は、2種類の確認書類をお持ちください。
- ・受付時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

* 窓口に来る際は、事前に電話でご連絡ください。手続きにお時間がかかりますのでスムーズに行えるよう、ご協力をお願いします。
必要書類を備えてお待ちしております。